

寒川浄水場等LED化ESCO事業選定審査会設置要領

（設置）

第1条 企業庁庁舎等LED化ESCO事業（以下「ESCO事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するにあたり、適正な選定等を行うため、企業庁庁舎等LED化ESCO事業選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌する業務）

第2条 審査会は、次の事項について審査し、意見する。ただし、有効な提案書が1つに限られる場合には、審査会等からの意見の聴取を省略できるものとする。

- (1) 「寒川浄水場等LED化ESCO事業公募型プロポーザル募集要項」の検討に関すること。
- (2) 「寒川浄水場等LED化ESCO事業 評価基準」の検討に関すること。
- (3) 事業者ヒアリングの実施に関すること。
- (4) 最優秀提案事業者及び優秀提案事業者の選定に関すること。
- (5) その他ESCO事業に係る提案の審査を行うに当たり必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 審査会は、別表の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、審査会が設置されている期間とする。
- 3 委員の代理は、認めないものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。また、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（審査会の設置期間）

第5条 審査会は、契約書締結をもって廃止する。ただし、総務室が設置期間を別に定めた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 何人も審査会の審議内容については秘密を保持しなければならない。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務室において処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項については、総務室が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年５月15日から施行し、審査会の廃止をもって廃止する。

（別表）

所 属 ・ 役 職	委 員 氏 名
株式会社浜銀総合研究所 執行役員	士野 顕一郎
東海大学 建築都市学部 建築学科 准教授	篠原 奈緒子
神奈川大学 建築学部 建築学科 准教授	芹川 真緒

（50音順）